

○財務省告示第三百五十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年十月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二十年）（第二百十五回、第四百四十二回及び第四百四十四回）及び利付国庫債券（三十年）（第十回、第二十八回、第二十九回及び第三十二回）
二	発行の根拠 法律及びその 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条 条第一項
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法 利回り格差（第十七号に規定する 利回り格差）に応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。を競争に付して行われる入 札による発行
五	募入決定の 方法 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
六	発行額 額面金額で二千九百九十八億円
七	払込金額 円 三千五十四億五千二百四十万千

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利率
十四 払込み

五万円

振替法の規定による振替口座金の記載又は記録は、最低額と

す。平成十五年十月七日、日
平成二十年十月七日、日
発行対象国債ごと額面金額
百円につき、償還に算より算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額を加えた額の払込

式により算出した金額を払込
期日に行い、償還の額を
各発行対象国債の面利率の
総額×各発行対象国債の前
100×各日発行額から、
支規定利率の発行日が、
日(に)なる場合は、
日

(二) 発行時に、おいて、その利子

に係る所得税が、源泉徴収の
るもの記載又は記録は、前記(一)の算式も
口座に記した金額は、前記(一)の算式も
のよりに算出した金額は、前記(一)の算式も
金額に算出した金額は、前記(一)の算式も
乗じられた金額は、前記(一)の算式も
債を發行した金額は、前記(一)の算式も

十四
利
子

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行の
対象債の
利息回り
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

者
が
非
居
住
者
又
は
前
記
の
法
人
が
非
居
住
者
又
は
出
し
た
金
額
に
該
非
居
住
者
又
は
外
国
人
が
適
用
を
受
ける
所
得
税
の
率
を
乗
じ
た
金
額
を
控
除
す
る
こ
と
が
で
き
る
。

第十号に規定する発行日以後の各
と、各支払期において、次の
算式により算出した金額を支払
う。ただし、支払は、その翌営業
日に支払う。償還期限については
同日。償還額は、償還日に、
同様に支払う。

(別表のとおり)

額面金額の100%に
平成二十五年十月三日付で日本
証券業協会が発した公表した公
頭売買取引対象債の平均値の
た各発行対象債の平均値の単
利息回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十五年十月七日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成三年五月二十二日	四十七億円
利付国庫債券(第三十回)	二・四%	平成九年五月二十日	七億円
利付国庫債券(第三十回)	二・五%	平成三年五月二十日	六十六億円
利付国庫債券(第三十回)	一・一%	平成三年四月二十五日	八百二十八億円
利付国庫債券(第二十四回)	一・五%	平成三年四月二十五日	四百二十億円
利付国庫債券(第二十四回)	一・八%	平成十年四月十二日	千四百八十億円
利付国庫債券(第二十五回)	二・二%	平成三年四月二十三日	百五十億円